

## 国立国語研究所長の退任時における教授雇用に関する規程

令和元年7月10日

国語研規程第86号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所長（以下「所長」という。）が退任する際に、国立国語研究所（以下「研究所」という。）の教授として雇用することについて必要な事項を定める。

### (要件)

第2条 所長が退任する際に定年年齢に達していない場合、当該所長を研究所の教授として雇用することができる。この場合、研究所は雇用するために必要な人件費を確保した上で、運営会議の議を経ることとする。

### (審査方法)

第3条 前条の場合、研究所の教授から所長に就任した者については、教員審査を省略することができる。研究所以外の組織から所長に就任した者については、通常の教員採用人事と同様に教員審査を行うこととする。

### (その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、所長退任時の教授雇用に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

### 附 則

この規程は、令和元年7月10日から施行する。